

スモールスタートビジネス支援補助金募集要領

令和 8 年 5 月 1 4 日

泉佐野市生活産業部まちの活性課

事業概要

泉佐野市（以下「市」という。）の中心市街地において、オフィスビル等へのスタートアップ・ベンチャー企業等の入居を支援し、また、スタートアップ・ベンチャー企業等のビジネス活動を支援するための賃貸オフィス等として、スモールオフィス（床面積が50平方メートル未満のオフィスで個別空調が整備されたもの）を整備する費用を補助することで、中心市街地における事業所集積を促進し、雇用の創出及び地域や社会に新たな価値をもたらすイノベーションの創出を図り、もって本市の振興を図ります。

ついては、以下の補助金を制定し、活用する補助事業者を次の要領で広く募集します。

【スモールスタートビジネス支援補助金】

1. 応募資格

以下のすべての要件を満たす者とする。

- ① 市、国（公庫及び公団を含む。）又は他の地方公共団体の補助金を活用して、種類及び規模をほぼ同じくする事業を実施した実績があること。
- ② 日本国内に本店または主たる事務所等を有していること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 市より指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑤ 代表者、個人事業主その他事業に従事する者が泉佐野市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団密接関係者に該当しないこと等、反社会勢力との関係を有しないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）による更生または、再生手続きをしていないこと。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。

2. 補助対象経費

本補助金の対象とする経費は、以下のとおりです。

- ① スモールオフィスの整備に係る経費のうち、建物改修費、建物附属設備の取得、構築物の取得及び機械装置等の取得、備品等の取得に係る費用（土地の測量、造成、取得等に係る経費、公租公課を除く。）

・中心市街地における事業所集積を促進し、雇用の創出及び地域や社会に新たな価値をもたらすイノベーション創出を図ることができる賃貸オフィス等を整備すること

- ② スモールオフィス入居者補助金（共益費・敷金・礼金等を除く）

注意事項

スモールオフィスの整備に係る費用については、原則、交付決定日以降（応募日や採択日ではありません）に発注し、令和9年3月31日までに、整備が完了しており、且つ支払済である経費のみが対象となります。

3. 補助（採択）予定件数・補助率・補助上限額

- 1件

※採択にあたっては書類による審査を行い決定します。

なお必要に応じてヒアリング等を実施します。

- 補助率：定額

- 補助上限：6,820千円

- ① スモールオフィスの整備に係る費用

- ② スモールオフィス入居者補助金（共益費・敷金・礼金等を除く）

4. 補助対象経費として計上できない経費

- ・着手（契約・発注・申込）から完了（納品・支払い）までの一連の手続き全てが、補助対象期間内に行われていない場合
- ・内容が不明で、支払い実績が確認できない場合
- ・成果の内容が不明な場合
- ・「会食」「儀礼」を目的とする経費（接待費、懇親会経費、土産代等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、ご相談ください。）
- ・その他事業に関係のない経費

5. 補助対象経費からの消費税額の除外

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

補助金額に消費税等が含まれている場合、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告を求めることになります。これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するためです。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、煩雑な事務手続回避の観点から、上記のとおり扱うものです。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれが

あるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

6. 応募方法

(1) 募集期間

応募期限：令和8年5月29日（金）※当日消印有効

(2) 応募書類

以下の書類に必要な事項を記載のうえ添付書類を添えて、**郵送又は持参**にて提出してください。

なお、**郵送**につきましては、必ず郵便物の追跡ができるレターパック等で郵送してください。

- 申請書（様式第1号）
- 事業計画書（任意）
- 収支予算書（任意）

【添付書類】

- ・ 参考資料（任意）
- ・ 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・ 拠点の整備予定資料

7. 応募書類の提出先

〒598-0007

大阪府泉佐野市上町 3-11-48

泉佐野市生活産業部まちの活性課

※ 応募書類は返却しません。

8. 補助金の申請・決定

申請者から補助金交付申請を受理し、本市が発出する補助金交付決定通知書の交付をもって、補助事業者となります。なお、補助金交付決定通知書に記載する補助金の金額（交付決定額）は、対象経費・必要額を精査した金額とします。

9. 補助金の支払い

(1) 補助金額の確定方法

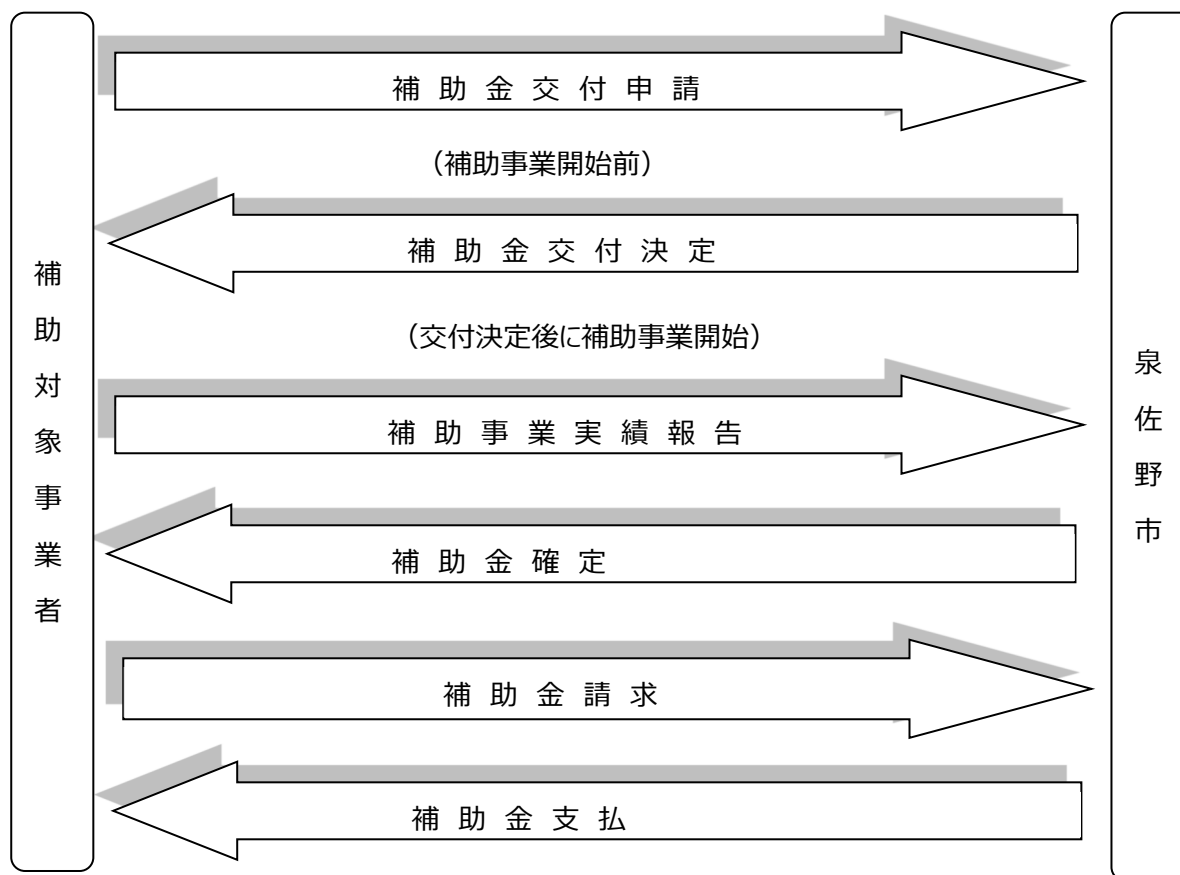
事業終了後、補助事業者より提出いただく実績報告書に基づき、補助金交付額が確定します。補助金確定額、実際に支払われた補助対象経費をもとに算出しますので、補助金交付決定額より減額となる場合があります。実際にお支払いする金額は、補助金確定額となります。

（２）補助金額の支払い時期

補助金の支払いは、原則、事業終了後の精算払となります。

１０．全体のスケジュール

応募から事業終了まで、以下の流れで実施します。



１１．補助金交付決定の取り消し・補助金の返還

次のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。

- （１）虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- （２）補助金を定められた目的以外に使用したとき。
- （３）補助金交付決定の内容、またはこれに付した条件に違反したとき。
- （４）補助対象期間中に補助対象者の要件を満たさなくなったとき。

１２．その他の注意点

- （１）採択者と事業の概要は一般に公開されます。但し、採択企業が希望する場合には、一般に公開する情報の範囲を制限することも可能とします。
- （２）補助金により取得し又は効用の増加した資産に関して、固定資産税（家屋・償却資産）の申告が必要な場合は、必ず申告してください。また、本補助金により取得し又は効用

- の増加した資産に関する一切の情報は、本市の税務情報として使用することがあります。
- (3) 本補助金は、申請者に対して補助金を交付するものであり、申請に係る費用や、申請後に不採択になった場合で、既に発注していた改修工事等に係るキャンセル料金等について、一切の補助金を交付しません。
- (4) 本要領の他、泉佐野市スタートアップ支援事業補助金交付要綱をよくご理解の上、補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。